

| | |
|---------|---|
| 番 号 | 23請願第8号 (即 決) |
| 受理年月日 | 平成23年9月5日 |
| 件 名 | 三鷹市内在住の私立小・中学校就学者に対する教育費助成及び市内私立学校に対する運営費助成について |
| 提 出 者 | 三鷹市在住 私学助成小中学校協議会 代表 藤原 里己 ほか 40,818人 |
| 紹 介 議 員 | 栗原 健治 |

要 旨

三鷹市では、私立小・中学校に就学させている市内在住の父母に対して、毎年、年額9,000円の教育費助成金が交付されております。これは1971年に三鷹市が全国に先駆けて施行した私学助成の制度によるものです。

私学助成は、私立学校振興助成法（1975年施行）によって国も認める制度ですが、三鷹市が独自にさきの制度をつくり、長年にわたり維持発展させてきたことは、私立学校も公教育の一翼を担っていることを認めるとともに、市民が私学を選ぶ権利を認めてくださっているという、貴市の高い見識を示すものとして、誇りに思っております。

しかしながら、一方では、市内の私立学校に対して、2005年度まで実施されていた施設設備補助が廃止となって5年が過ぎています。以前あったこの私立学校への助成金は、学校の運営費を補助し、父母負担の軽減に役立っていました。また、私立学校は地域ともつながりながら、その施設や校庭の開放や、避難所指定、イベントの招待などによって市民への貢献にも力を入れてきています。

憲法では、「義務教育はこれを無償とする」と定められております。実際、公立の小・中学校の教育費は、全額国と都と市が税金から負担しています。ところが、私立の小・中学校を選んだ父母は、同じ税金を納めている市民でありながら、無償とはほど遠い学費負担を強いられます。せめて納めた税金の一部が還元され、さらには拡充されていけば、私学を選ぶ市民にとって励みとなります。

私立学校に通わせている児童・生徒は必ずしも経済的に恵まれた子女とは限りません。それぞれの個性に合った学校を選んだとき、たまたまそれが私学だったのです。

どうぞ、以上のことを御理解いただきまして、以下の請願事項について御審議いた

だきたく、お願い申し上げます。

〔請願事項〕

- 1 市内在住の私立小・中学校に就学する児童・生徒に対する教育費助成の増額
- 2 市内の私立学校に対する運営費助成の復活

以上